

日本顕微鏡歯科学会 会員の休会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 日本顕微鏡歯科学会の会員の休会について定めるものである。

(休会事由)

第2条 本学会の正会員または準会員で、次の各号の理由により本学会の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

- (1) 出産・育児・介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) 留学
- (4) その他理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度1月1日から12月31日までとする。ただし、理事会の承認を得て休会を延長することができる。

(休会手続き)

第4条 休会しようとする会員は、休会届に必要な事項を記載の上、休会する年度の前年度の11月末日までに本学会事務局に提出しなければならない。

2. 理事長は提出された休会届について理事会に諮り、休会の可否を決定し、その結果を、事務局を通じ申請者に連絡する。
3. 前2項に定める手続きは、休会を延長する際に提出される、休会延長届に対しても適用される。

(会費)

第5条 休会する会員は、休会期間中の会費納入が免除される。

2. 休会する会員は、休会を開始する年度の前年度中に、当該年度までの会費を納入しなければならない。

第6条 休会する会員は、次の各号の権利等が停止される。

- (1) 正会員にあつては代議員の選挙権および被選挙権
- (2) 代議員(社員)にあつては総会(社員総会)での議決権
- (3) 本学会が主催する学会、セミナーへの会員資格での参加(参加ポイントは無し、参加費は非会員扱い)
- (4) 本学会が発行する機関誌の受取。ただしメーリング・リストの配信を除く。
- (5) その他、会員として有する権利や義務

(会員歴)

第7条 休会期間は、会員としての在籍年数に算入しない。

(復会)

第 8 条 休会中の会員は、休会が終了する年度の 11 月末日までに休会の延長手続きまたは退会手続きを行った場合を除き、翌年度の 1 月 1 日から自動的に復会する。

2. 休会中の会員は、延長申請が理事会で承認されなかった場合、翌年度の 1 月 1 日から自動的に復会するものとする。

(雑則)

第 9 条 この内規に定める他この内規の実施および適用に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附則

第 1 条 この内規は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。

休会届（休会延長届）

一般社団法人 日本顕微鏡菌科学会
理事長 殿

年 月 日

この度、下記の理由により休会したく、ここにお届けいたします。

会員 ID :

氏名 :

生年月日 : 年 月 日 性別 : 男 ・ 女

住所 : 〒

電話番号 :

メールアドレス :

休会理由 : (1) 出産・育児・介護、(2) 長期の病気療養、(3) 留学、(4) その他
その他の場合は具体的に記入してください。

休会期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

※注 休会を延長する場合は 11 月末までにその旨を申請してください。申請がなければ自動的に復会となります。